

# 地方公共団体情報システム機構法案

社会保障・税番号大綱(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)に基づき、番号利用法案及び関係法律の改正案とあわせて、地方公共団体情報システム機構の設置根拠に係る規定を整備する。

## 【社会保障・税番号大綱】

「番号」の重複付番を防止し、付番事務を安定的かつ確実に実施するためには、「番号」の生成を一の主体が行うことが必要となる。このため、「番号」の生成を行う機関については、住民基本台帳法に規定する指定情報処理機関を基礎とした地方共同法人(地方公共団体のガバナンスが強化された特別の法律に基づく法人)とする。



## 地方公共団体情報システム機構法案

- 地方公共団体が共同して住民基本台帳法等の規定による事務を処理するため、地方公共団体情報システム機構を設置する。
- 地方3団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)が選任する設立委員が、総務大臣の認可を得て設立する。
- 機構に、地方の代表が参画する「代表者会議」を置き、定款変更、理事長及び監事の任命・解任、事業計画、予算、決算等の機構の重要事項を議決。
- 代表者会議が任命する外部有識者からなる「経営審議委員会」を置く。
- 理事長及び監事は代表者会議が任命し、副理事長及び理事は理事長が代表者会議の同意を得て任命する。
- 機構は、住民基本台帳法、公的個人認証法及び番号利用法に基づく事務を処理するほか、地方公共団体からの委託を受けた事務等を行う。
- 総務大臣は、機構に対し、報告・立入検査、違法行為等の是正の要求等を行うことができる。